

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 51(オ)982	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	条件付所有権移転仮登記抹消手続請求	原審事件番号	昭和 50(ネ)2489
裁判年月日	昭和 51 年 12 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 51 年 5 月 17 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 30 卷 11 号 1064 頁		

判示事項	売買代金を完済した農地の買主が農地法五条の許可申請手続に協力しない場合と売主の契約解除権
裁判要旨	農地の買主が農地法五条の許可申請手続に協力しない場合でも、売買代金が完済されているときは、特段の事情のない限り、売主は買主が右協力をしないことを理由に売買契約を解除することはできない。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人内田喜夫の上告理由第一点について</p> <p><u>宅地に転用するための農地の売買契約につき、買主が農地法五条による許可申請手続に協力しない場合であつても、同人が右売買代金の支払をすでに完了しているときは、特段の事情のないかぎり、売主は買主が右協力をしないことを理由に売買契約を解除することはできないものというべきである。所論引用の判例（当小法廷昭和四二年四月六日判決・民集二一卷三号五三三頁）は、事案を異にし、本件に適切でない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。</u></p> <p>同第二点について</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は採用することができない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p style="text-align: center;">（裁判長裁判官 下田武三 裁判官 岸盛一 裁判官 岸上康夫 裁判官 団藤重光）</p>

※参考：判例タイムズ 345 号 190 頁、判例時報 840 号 58 頁、金融商事判例 514 号 29 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO885 頁